

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年5月20日

収支等命令者

佐賀県立産業技術学院長 笠原 幸雄

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度空調機器保守点検業務委託
- (2) 入札条件等 入札説明書による
- (3) 委託期間 令和6年6月17日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託場所 佐賀県立産業技術学院（多久市多久町7183-1）

2 入札に参加するために必要な資格

入札に参加する者は、公告日の時点で、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6年度～令和8年度の暖房運転業務及び冷房運転業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、かつ県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加届」及び「営業概要書」を令和6年5月31日（金曜日）17時までに産業技術学院総務企画課に持参又は郵送（同日時必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出してください。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 846-0031 佐賀県多久市多久町 7 1 8 3 - 1
佐賀県立産業技術学院 総務企画課
電話 0952-74-4330 E-mail:sangyougijutsugakuin@pref.saga.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間
令和 6 年 5 月 2 0 日（月）から令和 6 年 5 月 3 1 日（金）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 2 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間。
また、佐賀県のホームページからも入手できます。
- (3) 入札説明会
実施しません。

5 入札書の提出場所等

- (1) 日 時 令和 6 年 6 月 5 日（水曜日） 1 0 時 0 0 分
- (2) 場 所 佐賀県多久市多久町 7 1 8 3 - 1
佐賀県立産業技術学院 会議室
- (3) 入札方法 入札者の直接持参による入札

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 3 5 号）第 1 0 3 条第 3 項第 2 号により免除します。
 - イ 契約保証金 佐賀県財務規則第 1 1 5 条第 3 項第 3 号により免除します。
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。
 - ア 参加する資格のない者
 - イ 当該入札について不正行為を行った者
 - ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者
 - エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
 - オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
 - カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
 - キ 民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)第 9 5 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
 - ク 1 人で 2 以上の入札をした者
 - ケ 代理人でその資格のない者
 - コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (4) 入札の中止
次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。
 - ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札資格を有している場合に落札者とします。

- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- エ 1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（1回目を含め2回を限度）を行います。
- オ 再度入札においても落札者がいないときは、再度入札をした者のうち最低価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合は、その者と契約を行います。